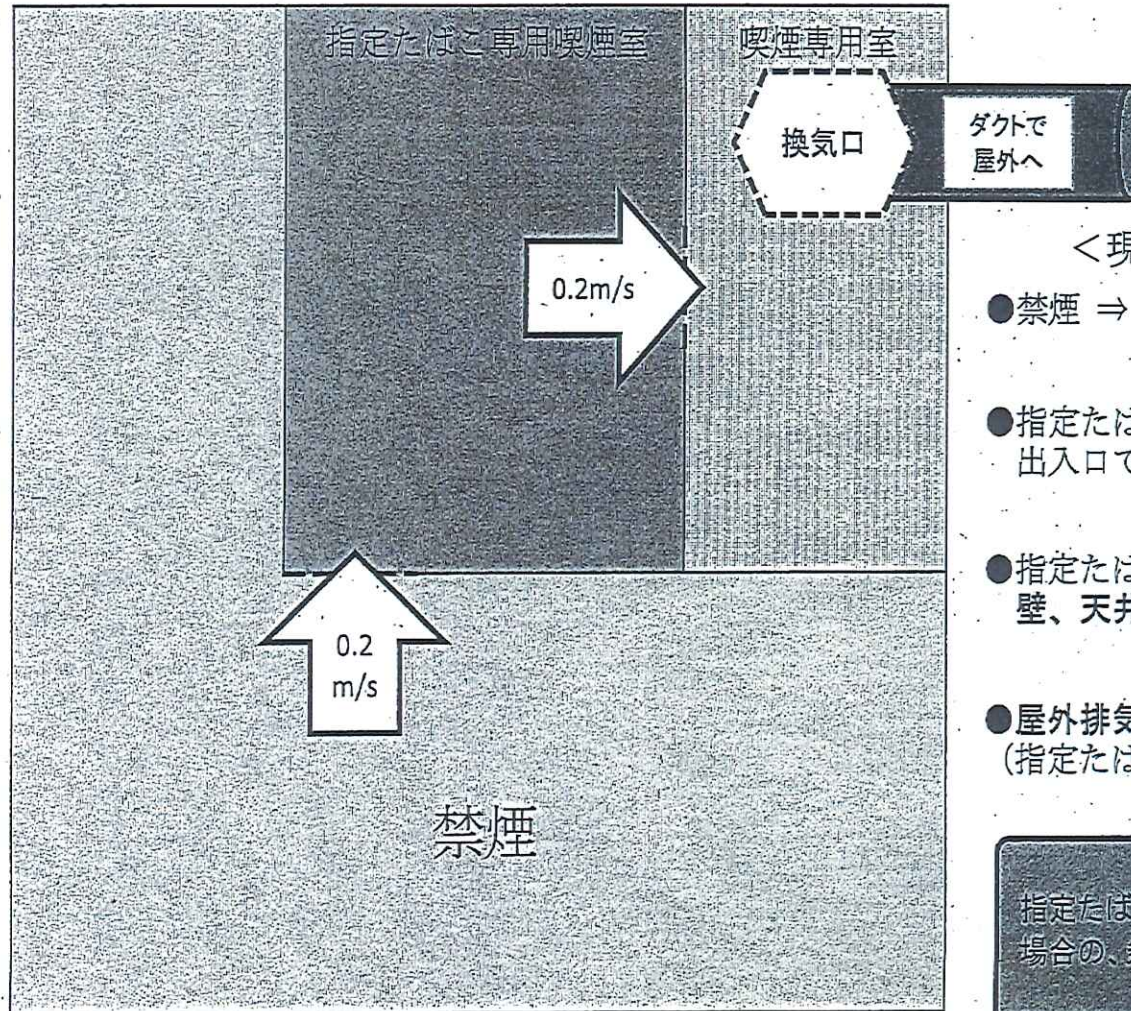


No16に関する回答（喫煙専用室及び指定たばこ専用喫煙室の同時設置について）

【別紙1】

厚生労働省に確認したところ、下記の概略図のように、指定たばこ専用室と喫煙専用室について、喫煙専用室の出入口が指定たばこ専用室に面していても可能です。



<現時点で確認が取れている条件>

- 禁煙 ⇒ 指定たばこ専用喫煙室 ⇒ 喫煙専用室の順
- 指定たばこ専用喫煙室、喫煙専用室それぞれの出入口で0.2m/s確保
- 指定たばこ専用喫煙室、喫煙専用室それぞれが壁、天井等で区画
- 屋外排気は、少なくとも喫煙専用室から行う。
(指定たばこ専用喫煙室からの屋外排気は任意)

指定たばこ専用喫煙室と喫煙専用室が同時に設置される場合の、条件(定義)は、厚生労働省に確認中です。